

東かがわ市告示第118号

東かがわ市社会福祉法人補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 9 月 25 日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市社会福祉法人補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市社会福祉法人補助金交付要綱（平成19年東かがわ市告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
補助対象事業	補助対象者	補助金額	補助対象経費	補助対象事業	補助対象者	補助金額	補助対象経費
略	児童福祉法	略	略	略	児童福祉法	略	略
認定こども園における障がい児保育事業費補助事業	第7条の児童福祉施設を設置する社会福祉法人	市が認める障がい児を支援するため加配された職員ごとに、当該障がい児の支援に従事する月毎に支払われた賃金等（ただし、保育環境充実支援事業費補助事業の対象となる場合は、その補助金額を除いた額）と1人当たりの単価を比較して、少ない方の額 加配された職員1人当たりの単価 月額150,000円	略	保育所及び認定こども園における障がい児保育事業費補助事業	第7条の児童福祉施設を設置する社会福祉法人	市が認める障がい児を支援するため加配された職員ごとに、当該障がい児の支援に従事する月毎に支払われた賃金等と1人当たりの単価を比較して、少ない方の額 加配された職員1人当たりの単価 月額150,000円	略
保育環境充実支援事業費補助事業		香川県保育環境充実支援事業費補助金交付要綱の補助金額に2を乗じて得た金額を上限とし、予算の範囲内の額	香川県保育環境充実支援事業費補助金交付要綱に掲げる経費の額				

改正後				改正前			
使用済紙おむつ 処分費補助事業		略		使用済紙おむつ 処分費補助事業		略	
略		略		略		略	
I C T化推進事業		保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（保育所等における I C T化推進等事業）の交付金額に2を乗じて得た金額を上限とし、予算の範囲内の額（ただし、 <u>県が補助する対象とならない場合は、交付金額に2分の3を乗じて得た金額を上限とし、国が補助する対象とならない場合は、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に4分の1を乗じて得た金額を上限とし、予算の範囲内の額とする。</u> ）	略	I C T化推進事業		保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（保育所等における I C T化推進等事業）の交付金額に <u>2分の3</u> を乗じて得た金額を上限とし、予算の範囲内の額（ただし、 <u>国が補助する対象とならない場合は、補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に4分の1を乗じて得た金額を上限とし、予算の範囲内の額</u> ）	略
略		略		略		略	
略				略			

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。